

令和元年第 4 回

各務原市議会定例会議案

令和元年 1 1 月 2 7 日

目 次

議第 4 0 号	令和元年度各務原市一般会計補正予算（第 3 号）	別冊
議第 4 1 号	令和元年度各務原市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議第 4 2 号	令和元年度各務原市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
議第 4 3 号	各務原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	1 頁
議第 4 4 号	各務原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について	3 頁
議第 4 5 号	各務原市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について	5 頁
議第 4 6 号	各務原市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を改正する条例について	8 頁
議第 4 7 号	各務原市自由通路設置条例の一部を改正する条例について	1 0 頁
議第 4 8 号	各務原市地区計画区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例について	1 2 頁
議第 4 9 号	各務原市公共下水道区域外流入分担金徴収条例について	1 4 頁
議第 5 0 号	各務原市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する等の条例について	1 8 頁
議第 5 1 号	各務原市水道事業給水条例の一部を改正する条例について	2 5 頁
議第 5 2 号	岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について	2 7 頁
議第 5 3 号	公の施設の指定管理者の指定について（各務原市鵜沼南町会館）	2 9 頁
議第 5 4 号	公の施設の指定管理者の指定について（各務原市慈光園）	3 0 頁
議第 5 5 号	公の施設の指定管理者の指定について（各務原市民プール）	3 1 頁
議第 5 6 号	市道路線の廃止及び認定について（市道那 1 7 7 号線ほか 1 路線）	3 2 頁

議第 4 3 号

各務原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

各務原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和元年 1 1 月 2 7 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

提案理由

職員の職務の級に係る分類の基準を改めるため、この条例を定めようとする。

各務原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

各務原市職員の給与に関する条例（昭和３８年条例第７０号）の一部を次のように改正する。

第８条第５項中「その月」を「給与期間」に、「支給するとき以外」を「支給する以外るとき」に改める。

別表第３の５級の項第３号中「保育所園長」を「困難な業務を行う保育所主任」に改め、同表６級の項第２号中「困難な業務を行う」を削り、同表７級の項中第４号を第５号とし、第３号を第４号とし、第２号を第３号とし、第１号の次に次の１号を加える。

２ 会計管理者の職務

別表第３の８級の項中第２号を削り、第３号を第２号とし、第４号を第３号とし、第５号を第４号とする。

附 則

この条例は、令和２年４月１日から施行する。

議第 4 4 号

各務原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

各務原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和元年 1 1 月 2 7 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の一部改正に伴い、関係規定を整備するため、この条例を定めようとする。

各務原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

各務原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成２７年条例第３７号）の一部を次のように改正する。

「

別表第２の６の項中

生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの

を削り、同表９の

」

「

項中

生活保護関係情報であって規則で定めるもの

を

」

「

生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
--

に改め、同表１６の項中

」

「

中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの

を削る。

」

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 4 5 号

各務原市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

各務原市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和元年 1 1 月 2 7 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

提案理由

災害援護資金の貸付けの利率を改める等のため、この条例を定めようとする。

各務原市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

各務原市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第36号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 災害弔慰金の支給（第3条—第8条）

第3章 災害障害見舞金の支給（第9条—第11条）

第4章 災害援護資金の貸付け（第12条—第15条）

第5章 雑則（第16条・第17条）

附則

第14条の見出しを「（保証人及び利率）」に改め、同条第1項及び第2項を次のように改める。

災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセント以内で規則で定める率とする。

第14条第3項中「前項」を「第1項」に改める。

第15条第3項を次のように改める。

3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

第16条を第17条とし、第15条の次に次の章名及び1条を加える。

第5章 雑則

（災害弔慰金等支給審査委員会の設置）

第16条 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議等するため、各務原市災害弔慰金等支給審査委員会（以下この条において「委員会」という。）を置く。

2 委員会の委員は、医学又は法律学に関し優れた識見を有する者その他の学識経験を有する者のうちから必要の都度市長が委嘱する。

3 前項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定

める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の第14条の規定は、令和元年11月1日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

(各務原市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 各務原市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和38年条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表中

国民健康保険運営協議会	委員	日額	6,500円
-------------	----	----	--------

を

「

国民健康保険運営協議会	委員	日額	6,500円
災害弔慰金等支給審査委員会	委員	日額	16,000円

に改める。

」

議第 4 6 号

各務原市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を改正する条例について

各務原市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和元年 1 1 月 2 7 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

提案理由

各務原市立小学校における 2 学期制の全校導入に伴い、利用料に係る規定を整備するため、この条例を定めようとする。

各務原市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を改正する条例
各務原市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例（平成２８年条例第４６号）
の一部を次のように改正する。

第９条第３項第１号ウ中「（３学期制の小学校に就学している児童にあつては、月額８，０００円）」を削り、同項第３号中「２学期制の小学校に就学している児童が８月の学校休業日以外の期間及び」を「８月の学校休業日以外の期間に限り事業を利用し、」に改める。

附 則

- １ この条例は、令和２年４月１日から施行する。
- ２ 改正後の第９条第３項の規定は、この条例の施行の日以後の放課後児童健全育成事業の利用に係る利用料について適用し、同日前の放課後児童健全育成事業の利用に係る利用料については、なお従前の例による。

議第 4 7 号

各務原市自由通路設置条例の一部を改正する条例について

各務原市自由通路設置条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和元年 1 1 月 2 7 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

提案理由

新那加駅自由通路を設置するため、この条例を定めようとする。

各務原市自由通路設置条例の一部を改正する条例

各務原市自由通路設置条例（平成２１年条例第１６号）の一部を次のように改正する。

第１条中「鵜沼駅前広場及び新鵜沼駅前広場の」を「鉄道の駅の周辺地域における」に、「駅前広場を結ぶ」を「歩行者の交通の用に供する」に改める。

第２条の表に次のように加える。

新那加駅自由通路	各務原市那加太平町２丁目１２２番地
----------	-------------------

第３条中「鵜沼駅舎及び新鵜沼駅舎の」を削る。

第４条第１項第３号及び第８号中「手回り品」を「手回品」に改める。

附 則

この条例は、令和２年４月１日から施行する。

議第 4 8 号

各務原市地区計画区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例について

各務原市地区計画区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和元年 1 1 月 2 7 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

提案理由

各務山地区地区計画の区域内における建築物に関する制限を定めるため、この条例を定めようとする。

各務原市地区計画区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例

各務原市地区計画区域内における建築物等の制限に関する条例（平成２３年条例第９号）の一部を次のように改正する。

別表第１に次のように加える。

各務山地区地区整備計画区域	都市計画法第２０条第１項の規定により告示された各務山地区地区計画の区域のうち地区整備計画が定められた区域
---------------	--

別表第２に次のように加える。

４ 各務山地区地区整備計画区域

区 域	制 限	
全域	用途の制限	(１) 法別表第２（わ）項に掲げる建築物 (２) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (３) 幼保連携型認定こども園 (４) 保育所、老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの (５) 公衆浴場 (６) 診療所 (７) 自動車教習所 (８) 畜舎 (９) カラオケボックスその他これに類するもの

附 則

この条例は、令和２年１月１日から施行する。

議第 4 9 号

各務原市公共下水道区域外流入分担金徴収条例について

各務原市公共下水道区域外流入分担金徴収条例を次のように定めるものとする。

令和元年 1 1 月 2 7 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

提案理由

公共下水道への区域外流入に係る分担金の徴収について必要な事項を定めるため、この条例を定めようとする。

各務原市公共下水道区域外流入分担金徴収条例

(趣旨)

第1条 この条例は、公共下水道事業に要する費用の一部に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の規定に基づき、公共下水道の区域外流入に係る分担金（以下「分担金」という。）を徴収することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 区域外流入 下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第8号に規定する処理区域（以下「処理区域」という。）の区域外（本市の区域内に限る。）から本市の処理区域に汚水を流入させることをいう。
- (2) 受益者 区域外流入をする土地（以下「受益地」という。）の所有者をいう。
ただし、地上権、質権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利（一時使用のために設定された地上権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利を除く。）の目的となっている土地については、それぞれ地上権者、質権者又は使用借主若しくは賃借人をいう。

(土地の地積等の申告)

第3条 区域外流入をしようとする受益者は、各務原市下水道条例（平成2年条例第23号）第22条の規定により下水道法第24条第1項の許可に係る申請をする際に、受益地の地積等必要な事項を申告しなければならない。

(分担金の額)

第4条 受益者が負担する分担金の額は、受益地の地積に、各務原市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（平成元年条例第19号）第4条の表の左欄に掲げる負担区のうち、区域外流入をする処理区域が属する負担区の区分に応じ、同表の右欄に掲げる金額を乗じて得た額とする。

(分担金の賦課及び徴収)

第5条 市長は、受益者ごとに前条の規定により算出した分担金の額を定め、これを賦課するものとする。

2 市長は、前項の規定により分担金の額を定めたときは、遅滞なく、当該分担金の額及びその納付期日等を受益者に通知しなければならない。

3 分担金は、一括で徴収するものとする。

4 第1項の規定により分担金を賦課する場合において、受益地に既に分担金、各務原市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の規定による受益者負担金（第8条において「受益者負担金」という。）その他これらに相当するものが賦課された土地を含むときは、同項の規定にかかわらず、当該賦課された土地に対しては分担金を賦課しないものとする。

（分担金の減免等）

第6条 国又は地方公共団体が公共の用に供している受益地については、分担金を徴収しないものとする。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する受益者の分担金を減免することができる。

（1）国又は地方公共団体が公用に供し、又は供することを予定している受益地に係る受益者

（2）国又は地方公共団体がその企業の用に供している受益地に係る受益者

（3）国又は地方公共団体が公共の用に供することを予定している受益地に係る受益者

（4）公の生活扶助を受けている受益者その他これに準ずる特別の事情があると認められる受益者

（5）公共下水道事業のため土地、物件、労力又は金銭を提供した受益者

（6）前各号に掲げる受益者のほか、その状況により特に分担金を減免する必要があると認められる受益地に係る受益者

（受益者に変更があった場合の取扱い）

第7条 第3条の規定による申告があった日後、受益者の変更があった場合において、当該変更に係る当事者の一方又は双方がその旨を市長に届け出たときは、新たに受益者となった者は、従前の受益者の地位を承継するものとする。

（受益者負担金との調整）

第8条 第5条第2項の規定による通知をした後に当該通知に係る受益地の全部又は一部が排水区域（下水道法第2条第7号に規定する排水区域をいう。以下この条において同じ。）に含まれることとなったときは、各務原市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例第6条第1項の規定にかかわらず、当該受益地のうち排水区域に含まれることとなった部分に対する受益者負担金は、賦課しない。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規程で定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行し、同日以後に第3条の規定による申告をするものについて適用する。

議第50号

各務原市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する等の条例について

各務原市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する等の条例を次のように定めるものとする。

令和元年11月27日提出

各務原市長 浅野 健 司

提案理由

下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用する等のため、この条例を定めようとする。

各務原市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する等の条例

(各務原市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 各務原市水道事業の設置等に関する条例（昭和42年条例第32号）の一部を次のように改正する。

題名中「水道事業」の次に「及び下水道事業」を加える。

第1条の見出し中「水道事業」の次に「及び下水道事業」を加え、同条に次の1項を加える。

2 都市の健全な発達及び生活環境の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資するため、下水道事業を設置する。

第7条第1項及び第2項第3号中「水道事業」を「上下水道事業」に改め、同条を第8条とする。

第6条中「水道事業」を「上下水道事業」に改め、同条を第7条とする。

第5条中「水道事業」を「上下水道事業」に改め、同条を第6条とする。

第4条中「水道事業」を「上下水道事業」に、「又は動産」を「若しくは動産」に改め、同条を第5条とする。

第3条第1項中「地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）」を「法」に、「地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）」を「令」に、「水道事業」を「上下水道事業」に改め、同条第2項中「水道事業」を「上下水道事業」に改め、同条を第4条とする。

第2条第1項中「水道事業」の次に「及び下水道事業（以下「上下水道事業」という。）」を加え、同条第2項及び第3項を次のように改める。

2 水道事業の計画は、次のとおりとする。

(1) 給水区域 各務原市水道事業給水条例（平成10年条例第21号）第2条第1項に定める区域

(2) 給水人口 14万9,900人

(3) 1日最大給水量 6万8,400立方メートル

3 下水道事業の計画は、次のとおりとする。

(1) 処理区域 本市の区域のうち下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の規定により定めた事業計画における区域

(2) 計画処理人口 14万2,400人

(3) 処理区域面積 5,150ヘクタール

(4) 1日最大処理水量 7万5,248立方メートル

第2条第4項を削り、同条を第3条とする。

第1条の次に次の1条を加える。

(法の全部適用)

第2条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「令」という。）第1条第2項の規定により、下水道事業に法の規定の全部を適用する。

(各務原市水道事業経営審議会条例の一部改正)

第2条 各務原市水道事業経営審議会条例（昭和48年条例第17号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

各務原市上下水道事業経営審議会条例

第1条中「水道事業の」を「水道事業及び下水道事業の」に、「各務原市水道事業経営審議会」を「各務原市上下水道事業経営審議会」に改める。

第2条中「水道事業」の次に「及び下水道事業」を加える。

第4条第1項第2号を次のように改める。

(2) 市民

第4条第2項中「とする」を「とし、再任を妨げない」に改める。

第5条第3項中「代行する」を「代理する」に改める。

第6条中「会議」の次に「（次条において「会議」という。）」を加え、「招集する」を「招集し、その議長となる」に改める。

第7条第2項中「決する」を「決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる」に改める。

第8条第1項中「おく」を「置く」に改める。

第10条中「市長が別に」を「規程で」に改める。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

2 各務原市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和元年条例第 号）の施行の日の前日において委員である者の任期は、第4条第2項及び第3項の規定にかかわらず、同日に満了する。

(各務原市水道事業の非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 各務原市水道事業の非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和48年条例第18号）の一部を次のように改正する。

題名及び第1条中「水道事業」の次に「及び下水道事業」を加える。

第3条第2項中「各務原市企業職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規程（昭和43年水道事業管理規程第6号）」を「各務原市職員等の旅費に関する条例（昭和40年条例第12号。別表において「旅費条例」という。）の規定による旅費」に改める。

別表中 「水道事業経営審議会」 を 「上下水道事業経営審議会」 に、「各務原市企業職員

の勤務時間その他の勤務条件に関する規程（昭和43年水道事業管理規程第6号。以下「勤務時間その他の勤務条件に関する規程」という。）」を「旅費条例」に、「勤務時間その他の勤務条件に関する規程に」を「旅費条例に」に改める。

（各務原市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正）

第4条 各務原市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（平成元年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第4条中「次条第1項」を「次条」に、「同項」を「同条」に改める。

第5条を次のように改める。

（賦課対象区域の決定等）

第5条 市長は、負担金を賦課しようとする年度（以下この条において「賦課年度」という。）の当初に、賦課年度の前年度の末日までに事業を施行した区域及び賦課年度の末日までに事業を施行することが予定されている区域であって、賦課年度に負担金を賦課しようとする区域（次条第1項において「賦課対象区域」という。）を定め、これを公告しなければならない。

第6条第1項及び第2項中「前条第1項」を「前条」に改める。

第6条の2を削る。

第7条第1号中「当該負担金を納付することが困難であり、かつ、その」を削る。

第9条中「第5条第1項」を「第5条」に改める。

第10条中「納期限」を「納付期日」に、「期日に」を「期間の日数に」に改め、「年14.5パーセント」の次に「（当該納付期日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.25パーセント）」を加え、同条に次の1項を加える。

2 市長は、受益者がその納付期日までに当該負担金を納付しなかったことについてやむを得ない理由があると認めるときは、前項の延滞金を減免することができる。

第11条（見出しを含む。）中「規則」を「規程」に改める。

附則第5項中「第10条」を「第10条第1項」に、「は、同条」を「及び年7.25パーセントの割合は、同項」に、「年7.3パーセント」を「年7.25パーセント」に改め、「においては、」の次に「年14.5パーセントの割合にあつては」を加え、「加算した割合（」を「加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（」に、「が年14.5パーセント」を「が年7.25パーセント」に、「、年14.5パーセント」を「、年7.25パーセント」に改める。

（各務原市下水道条例の一部改正）

第5条 各務原市下水道条例(平成2年条例第23号)の一部を次のように改正する。

第4条の3第3号、第5号及び第6号、第5条第2号、第7条第1項並びに第8条中「規則」を「規程」に改める。

第10条第2項中「前項に」を「同項に」に、「前項の」を「同項の」に改める。

第12条の2、第13条、第16条及び第19条第1項第3号中「規則」を「規程」に改める。

第25条の2第1項を次のように改める。

市長は、次の各号に掲げる手続を行うときは、当該手続の申請者から、事前に、当該各号に定める金額を手数料として徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、事後に、徴収することができる。

(1) 下水道指定工事店の指定 1事業所につき1万4,000円

(2) 下水道指定工事店の指定の更新 1事業所につき1万円

(3) 各種の証明 1件につき300円

第26条中「又は占用料」を「、占用料又は手数料」に改める。

第27条（見出しを含む。）中「規則」を「規程」に改める。

第28条第5号中「第16条第1項」を「第16条」に改め、同条第8号中「第7条第2項本文」の次に「、第12条の2」を加え、「第16条第1項」を「第16条」に改める。

（各務原市下水道事業運営審議会条例の廃止）

第6条 各務原市下水道事業運営審議会条例（平成18年条例第50号）は、廃止する。

（各務原市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第7条 各務原市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和38年条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表中	建築審査会	委員	日額	6,500円	を
	下水道事業運営審議会	委員	日額	6,500円	

「

建築審査会	委員	日額	6,500円
-------	----	----	--------

に改める。」

（各務原市特別会計条例の一部改正）

第8条 各務原市特別会計条例（昭和39年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「法」という。」を削り、同条の表中

「	下水道事業特別会計	を	「	下水道事業会計	に改める。
---	-----------	---	---	---------	-------

第3条を削る。

（各務原市部設置条例の一部改正）

第9条 各務原市部設置条例（昭和55年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第1条の表水道部の項を削る。

第2条の表水道部の項を削る。

（各務原市個人情報保護条例の一部改正）

第10条 各務原市個人情報保護条例（平成9年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「水道事業の管理者の権限を行う市長及び」を「水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長並びに」に改める。

（各務原市情報公開条例の一部改正）

第11条 各務原市情報公開条例（平成11年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「水道事業の管理者の権限を行う市長及び」を「水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長並びに」に改める。

第6条第1項第8号中「及び水道事業の管理者の権限を行う市長」を「並びに水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第2条中各務原市水道事業経営審議会条例附則を附則第1項とし、附則に1項を加える改正規定並びに第4条中各務原市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例第4条、第5条、第6条第1項及び第2項並びに第9条の改正規定は、公布の日から施行する。

(各務原市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 第4条の規定による改正後の各務原市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例第10条及び附則第5項の規定は、延滞金のうち、この条例の施行の日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

(各務原市下水道条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 第5条の規定による改正後の各務原市下水道条例第25条の2第1項の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用する。

議第 5 1 号

各務原市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

各務原市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和元年 1 1 月 2 7 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

提案理由

指定給水装置工事事業者の指定の更新に係る手数料を定めるため、この条例を定めようとする。

各務原市水道事業給水条例の一部を改正する条例

各務原市水道事業給水条例（平成１０年条例第２１号）の一部を次のように改正する。

第２７条第１号中「給水装置工事事業者」を「指定工事業者」に改め、同条中第６号を第７号とし、第２号から第５号までを１号ずつ繰り下げ、第１号の次に次の１号を加える。

（２）指定工事業者の指定の更新 １事業所につき１万円

附 則

この条例は、令和２年４月１日から施行する。

議第 5 2 号

岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定により、令和 2 年 3 月 3 1 日をもって岐阜県市町村職員退職手当組合から中濃地域農業共済事務組合、東濃農業共済事務組合及び飛騨農業共済事務組合が脱退すること並びに岐阜県市町村職員退職手当組合規約を次のとおり変更することについて、関係地方公共団体が協議することにつき、同法第 2 9 0 条の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 1 1 月 2 7 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約

岐阜県市町村職員退職手当組合理約（昭和36年9月30日岐阜県指令第13261号許可）の一部を次のように改正する。

別表中「、中濃地域農業共済事務組合」及び「、東濃農業共済事務組合、飛騨農業共済事務組合」を削る。

附 則

この規約は、令和2年4月1日から施行する。

議第 5 3 号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

令和元年 1 1 月 2 7 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

各務原市鵜沼南町会館

2 指定管理者となる団体の名称

各務原市鵜沼南町 6 丁目 1 0 5 番地

鵜沼南町区自治会

区長 勝 野 啓 一

3 指定の期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

議第 5 4 号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

令和元年 1 1 月 2 7 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

各務原市慈光園

2 指定管理者となる団体の名称

岐阜県関市武芸川町谷口 2 2 2 1 番地 1

社会福祉法人美谷会

理事長 森 川 幸 江

3 指定の期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで

議第 55 号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

令和元年 11 月 27 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
各務原市民プール
- 2 指定管理者となる団体の名称
愛知県春日井市六軒屋町西 3 丁目 10 番地 16
株式会社愛知スイミング
代表取締役 鈴木 綱 次
- 3 指定の期間
令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

議第 56 号

市道路線の廃止及び認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 1 項及び第 8 条第 2 項の規定により、次のとおり市道路線を廃止及び認定するものとする。

令和元年 11 月 27 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

提案理由

開発行為により設置された道路を市道とするため、それぞれ廃止及び認定しようとする。

1 廃止路線

路線名	起 点	重要な経過地
	終 点	
市道 那 1 7 7 号線	各務原市那加山後町 3 丁目 1 4 7 番 地先から	
	各務原市那加山後町 3 丁目 1 5 5 番 地先まで	
市道 那 1 7 8 号線	各務原市那加山後町 3 丁目 1 6 2 番 1 地先から	
	各務原市那加西市場町 6 丁目 3 番 地先まで	

2 認定路線

路線名	起 点	重要な経過地
	終 点	
市道 那 1 7 7 号線	各務原市那加山後町 3 丁目 1 4 7 番 地先から	
	各務原市那加山後町 3 丁目 1 5 7 番 8 地先まで	
市道 那 1 7 8 号線	各務原市那加山後町 3 丁目 1 6 3 番 3 地先から	
	各務原市那加西市場町 6 丁目 3 番 地先まで	



